

令和3年第4回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年4月14日、午前10時から、市役所6階601・602会議室において、令和3年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子
吉田 伸幸

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	佐藤 知子
学務課長	町田 義信
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	久野 由人
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第14号議案
「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」
- (5) 日程第5 第15号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (6) 日程第6 第16号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (7) 日程第7 第17号議案
「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」

- (8) 日程第8 第18号議案
「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (9) 日程第9 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は杉本委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 学校開放事業について（3月分）

学務課長 　1 令和3年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 令和3年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
3 第1回学校保健連絡会について
4 学校給食費未納に対する臨戸徴収の実施について
5 令和3年度児童・生徒数・学級数（学籍：令和3年4月1日現在）

指導課長 　1 担当者事業について
2 研修事業について
3 その他について
4 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について

- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について（2月分）
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について（2月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（iプラザ2月分、公民館3月分）

- 学校給食課長
- 1 学校給食共同調理場第一調理場の稼働終了
 - 2 学校給食共同調理場新第一調理場への移転

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 図書館の利用状況について（令和3年3月分）

教育長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事の進行の都合により、日程第7 第17号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」、及び日程第8 第18号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を先に行い、その後、日程第4 第14号議案「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」、日程第5 第15号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第6 第16号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、及び日程第9 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第7 第17号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料のほうをご覧ください。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、毎年、使用する年度の8月31日まで

に採択を行っておりまして、本案は令和4年度使用教科用図書採択にて採択要領を定めるものでございます。

各項目ごとにご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

目的でございます。この要領につきましては、先ほどもお伝えしましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めることといたしました。

2 番、採択の方法でございます。小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から種目ごとに採択することになります。

なお、小学校より中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合は、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することになります。

続きまして、3番の採択の方針でございます。

(1) 留意事項としまして3点ございます。

1 点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。

2 点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。

3 点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。

(2) では、専門的な調査研究が十分行われるように配慮すること等の方針を記載してございます。

(3) といたしまして、調査・研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について、調査・研究を行うことといたしました。

2 ページをご覧ください。

(4) といたしまして、十分な調査・研究の上、児童・生徒の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択することといたしました。

4 番の採択の時期でございますが、令和3年8月31日までに採択をお願いいたします。

5 番、採択のための機関・組織・職務でございます。

(1) 教育委員会、(2) に審議会、(3) に調査研究委員会、この三つの違う組織、職務の記載のとおり定めてまいろうと存じます。

(2) の審議会につきましては、3 ページをご覧ください。

③の審議会の定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6人から組織いたします。審議会におきまして、調査・研究を行い、その結果を

教育委員会に報告いただくものでございます。

さらに（３）調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書調査・研究を行います。

４ページをご覧ください。

６番の留意事項でございます。

（１）といたしましては、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものいたします。

（２）といたしまして、公正確保のため、記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

次の５ページの７、８、９につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今泉委員。

今泉委員 質問です。

１ページ目、採択の方針のところ、（２）ですね。２行目、「学校・市民・保護者の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。」でございます。

採択のための機関・組織というところなんですが、教育委員会、あと審議会、調査研究委員会とございますが、ここでは特に先ほどの説明の中で市民・保護者については入っていないという形になりますけれども、その辺り、入っていない中で市民や保護者の意見については、どのように聴取するのか、加味していくのか、その辺りの方法について教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 学校のほうにつきましては、各調査研究委員会のほうで学校の先生方のご意見は聴取できるというふうに考えています。市民・保護者につきましては、各特別支援学級設置校の保護者等を中心にご意見をいただきながら、調査研究委員会のほうで取りまとめるということで、ご意見のほうを聴取させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 市民もそうですし、保護者の意見も非常に大事だと思うので、ぜひ、この調査研究委員会のほうでしっかりと、その辺りの意見を聞くようにということは今までもやられていることだと思うんですけど、念押ししていた

だければと思います。

以上です。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 今回の課長のご回答に関連してなんですけど。市民の方向けにということ
で、教科書展示のほうは、決定されている教科書を公開するという
ことについては、例年と同様にされるということによろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 教科書の見本本につきましては、現在、ふれんど平尾のほうで展示を行
っておりますので、そちらをもって一般市民の皆様への展示ということで
取り扱ってまいりたいと思います。
以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 では、そのような機会を活用して、広く特別支援学級の教科用図書採択
についても、意見聴取と意見があったらそれも受け止めていますというこ
とをお願いしたいと思います。意見ということでお願いします。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第17号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学
級教科用図書採択要領について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしま
した。

次に、日程第8 第18号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別
支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級
教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図

書審議会へ諮問する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長　それでは、令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、小・中学校の特別支援学級設置校長会のある審議会に調査・研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をし、令和3年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長　以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員　質問ではなく意見と言いますか、お願いとして受け止めてください。

先ほど、私たちが承認いたしました採択要領に基づいての調査・研究を審議会ではしてくれることになると思います。その審議会での調査・研究の報告を基にして私たちは採択をするわけですけれど、そのときに特別支援学級の生徒、一定の数の生徒がどの学年も在籍していて、多様な児童・生徒のいる中だと思えます。そういった状況の中でも、特に採択要領の3、採択の方針の(3)の内容、構成上の工夫ですとか、また(4)の主たる教材として使うという特別支援学級の教育活動において主たる教材として使う上で種目別にとり、そここのところの調査・研究をしっかりとさせていただくようお願いしたいと思います。それを基にして私たちはより適正に判断できるようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。意見ということで申し上げます。

教育長　ほかに。

(なしの声あり)

教育長　ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第18号議案「令和4年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 第14号議案「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」、日程第5 第15号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第6 第16号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、及び日程第9 報告事項を議題といたします。

第14号議案から第16号議案までは人事案件、報告事項は、個人情報に関する案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、第14号議案から第16号議案まで及び報告事項は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

また、はじめに第14号議案を審議いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項に基づき、澁谷委員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※澁谷委員及び関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第14号議案、第15号議案、第16号議案及び報告事項は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第14号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。(澁谷委員は除く。)

教育長 再開いたします。

これより、第14号議案「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手多数であります。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、第 15 号議案、第 16 号議案及び報告事項の秘密会を行います。
澁谷委員の入室、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※澁谷委員入室

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第 15 号議案、第 16 号議案及び報告事項は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第 15 号議案、第 16 号議案及び報告事項の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第 15 号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第 16 号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前11時25分閉会)